

# 連光寺・若葉台里山保全地域農的活用検討会 検討報告書（概要版）

## 対象区域

都の自然保護条例に基づく連光寺・若葉台里山保全地域における令和2年度に指定された区域のうちの多摩市が日常管理を担う農地・竹林、約1.4 haを対象とする。



## 土地活用にあたっての基本方針

### ①農場的な農業公園

完全な自立経営に至らないまでも生産した農産物の販売や農業体験からの収益を維持管理に再投入することで持続可能な運営体制となる農場的な農業公園

### ②多様な主体がかかわる農業公園

### ③環境保全型農業の実施

## 土地活用にあたっての基本的な考え方

① 土壤改良や真竹の間伐が必要なことから、農地として利用可能なエリアを3~5年程度かけて段階的に拡張していく、完成形にもっていく。

② 土地がもつ効果や可能性を最大限引き出すために、駐車場や管理棟といった施設整備を行う。

③ 井戸脇の土地の復田又はビオトープ化の検討

区域	活用にあたっての提案・意見
① 上段 (川崎街道沿い)(市)	駐車場、管理棟、簡易休憩場、物置、トイレ 簡易直売施設体験農園、野菜畑
② 中段(市)	体験農園、野菜畑、教育ファーム等
③ 中段(都)	体験農園、野菜畑、休憩所、堆肥置き場
④ 竹林(都)	たけのこ収穫、竹材を使った加工や工作等での活用 等
⑤ 斜面地(都)	果樹(みかん、栗、梅、柿 等)の栽培、原っぱ
⑥ 井戸付近(都)	体験型ビオトープ、田んぼ(冬季湛水)、休憩所、学習施設
⑦ 離れ地(都)	果樹の栽培、茶畑、花の栽培、体験農園

## 農法・作付けする作物

① 生物多様性に配慮するため有機農業を中心とした環境保全型農業を実施する。  
② 栽培品種もこの地域の在来種などに配慮する。

## 契約形態

指定管理者制度と業務委託での実施の2パターンがある。

契約形態については、令和4年度以降の試験事業の成果もふまえながら、今後決定する。

## 運営体制

- ◆ 行政が主体となる農業公園や体験農園の運営体制については、様々な手法がある。
- ◆ 様々な運営体制が考えられるがいずれにしても、コアとなる組織体は必要である。コアとなる組織体は、環境保全型農法についても理解がありつつ、多様な主体をコーディネートできる役割を果たすことができる事が必要な要件の一つである。
- ◆ 考えられる運営体制の例  
管理人又は管理者を設置 + 以下のノウハウ・技術等を持つサポート体制の構築
  - ① 体験農園の運営サポート
  - ② 土壌改良及び環境保全型農業等の技術サポート
  - ③ 生産物の販売サポート
  - ④ 真竹の間伐や開墾等に必要となる人的サポート
  - ⑤ トラクター等の機材サポート
- ◆ 多様な主体が係るには、コーディネートできる人材の確保が必要

## 農作業にかかわる主体の可能性

- ・地域住民
- ・家庭菜園利用者
- ・援農ボランティア
- ・新規就農者、就農希望者
- ・福祉団体
- ・近隣の大学・小中高等学校、保育所等
- ・環境団体・教育団体

担い手候補の把握は重要であり、今後実施する試験事業を通して、本活用事業に携わってくれる担い手探しや担い手づくりを進める必要がある。

## 需要の把握の必要性

本事業は体験農園などの市民サービスを視野に入れた事業であることから、農地の活用検討にあたって、需要と供給の釣り合いは一つのポイントであり、サービスの需要を把握することが重要である。

令和3年度は需要把握の第一歩として、市内認可保育所への農体験実態と意向に関するアンケート調査を実施。

## 段階的な整備

初期段階で、全ての区域を設計・整備し、開園した場合、事業をコントロールするのが困難であったり、利用ニーズを捉えきれなかったりする懸念がある。よって、本事業では、試験事業を行いながら、その成果を見つつ、段階的に整備し、事業を進めていくものとする。ハードの部分(開墾や施設整備、具体的な事業実施)だけでなく、ソフトの部分(担い手づくり等)についても、段階的に広げ、成長させていくことが重要である。

## 今後の課題

- ① 令和4年度に整理すべき課題・事項
  - ・農業公園構想の策定
- ② 令和5年度以降、本格開園までの間に整理すべき課題・事項
  - ・農業公園を持続的にマネジメントできる仕組みやスキームづくり